

電子契約の手引き

【変更契約版】

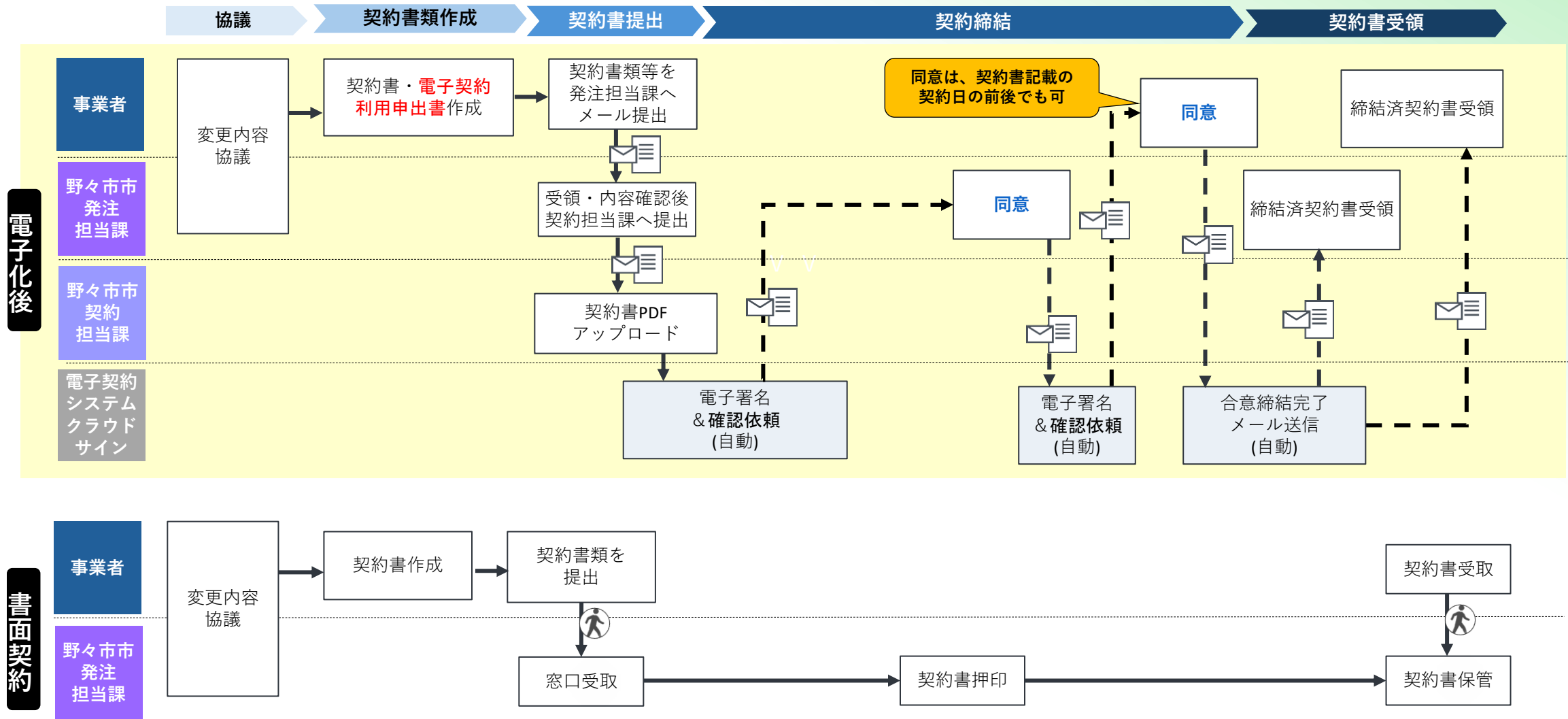
野々市市 企画財政課 契約入札係



1. 電子契約の対象となる変更契約

変更契約の取扱い	野々市市では、文書保存媒体の統一性を確保するため、変更契約については、 原則として当初契約と同じ契約方法 で行います。
対象契約	「電子契約」により締結した契約
留意事項	<p>入札公告・指名通知にて電子契約可能な契約だった場合でも、当初の契約を「書面契約」で締結した場合は、変更契約についても「書面契約」で行います。</p> <ul style="list-style-type: none">• 当初契約が書面契約の場合 → 変更契約も書面契約• 当初契約が電子契約の場合 → 変更契約も電子契約

2. 変更契約締結の流れ（フローチャート）



3. 契約締結の流れ（手続きの説明）



電子化後

書面契約

①【野々市市発注担当課・事業者】変更内容を協議

①【野々市市発注担当課・事業者】変更内容を協議

②【事業者】変更契約書作成（電子契約用の変更契約書様式はホームページにあります）

②【事業者】契約書作成・製本

③【事業者】電子契約利用申出書 作成

④【事業者】変更契約書、電子契約利用申出書を発注担当課へメール提出

③【事業者】製本・押印した契約書を窓口提出

④【野々市市 発注担当課】窓口にて確認後受取

提出書類（データ）：契約書類、電子契約利用申出書（Excel）
・印紙 不要
・押印 不要

提出書類：契約書類（2部）、契約保証
・印紙 税抜金額（変更契約額）に応じた金額
・押印 代表者印

⑤【野々市市 発注担当課】変更内容を確認し、契約書類と電子契約利用申出書を契約担当課へ提出

⑤【野々市市 発注担当課】契約書に押印

⑥【野々市市 契約担当課】電子契約システムへアップロード

⑦【野々市市 発注担当課】電子契約システム確認依頼メールよりサービスにアクセスし同意

⑧【事業者】電子契約システム確認依頼メールからサービスにアクセスし同意

⑨【事業者】電子契約システムから合意締結完了メール受信
添付された契約書をダウンロード

⑥【事業者】野々市市からの連絡後、窓口にて契約書を受け取り